

協 議 事 項

協議第 1 号 東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会会議運営規程について

協議第 2 号 東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会会議運営申し合わせ事項について

協議第 3 号 東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会会議傍聴規程について

協議第 4 号 東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会小委員会規程について

協議第 5 号 東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会報酬及び費用弁償に関する規程について

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会会議運営規程

（趣旨）

第1条 この規程は、東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会規約第9条に規定する協議会の会議（以下「会議」という。）の運営に関し、同規約第10条第3項の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 会議は、原則公開とする。但し、委員の半数以上の賛成があるときは、公開しないことができるものとする。

2 会議の運営に関しては、公平・公正な協議の推進に努めるものとする。

（会長等の責務）

第3条 会長は、副会長と連携しながら、迅速且つ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画し、円滑な議事運営に協力しなければならない。

（会議の開閉等）

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 議長は、会議の開会にあたり、会議録に署名する委員（以下「会議録署名委員」という。）2名を指名するものとする。

3 委員は議長の許可を得た後、発言するものとする。

（会議の進行）

第5条 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。但し、意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上をもって議事を進めるものとする。

2 協議事項については、原則として、質疑及び協議を行う会議の前の会議において事前に提案し、説明を行うものとする。

（傍聴）

第6条 会議は傍聴することができる。

2 会議の傍聴に関し必要な事項については、議長が別に定める。

(規律)

第 7 条 何人も、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

(会議録)

第 8 条 議長は、次に掲げる事項を記録した会議録を調製するものとする。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 出席委員等の氏名

(3) 議題及び議事の要旨

(4) その他議長が必要と認めた事項

2 作成した会議録は、会議録署名委員の確認を受け、これを保管しておくものとする。

3 会議録は、会議録署名委員が確認した日をもって確定するものとする。

(会議録の公開)

第 9 条 会議録は、原則公開とする。

2 前項の公開は、会長が定める方法により行うものとする。

(補則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この規程は、平成 16 年 12 月 7 日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

会 議 録

会議の名称			
開催日時		平成 年 月 日 () 開会： 時 分 閉会： 時 分	
開催場所			
議長氏名			
出席者氏名		別紙「出席者名簿」のとおり	
欠席者氏名			
会議事項	1 議題		2 会議結果
会議の経過		別添のとおり	
会議資料			
会 議 録 の 確 定			
確 定 年 月 日		署 名 押 印	
平成 年 月 日		署名委員 印 印	

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会会議運営申し合わせ事項

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会会議運営規程第10条の規定に基づき、協議会会議の運営等に関し、次のとおり定めるものとする。

1 会議の定例開催

会議開催日及び開催時間は、原則として、以下のとおりとする。

- (1) 開催日 会長・副会長が協議して定める日
- (2) 会議時間 会長・副会長が協議して定める時間
- (3) 開催場所 会長・副会長が協議して定める場所

2 会議録の調製

協議会会議の内容は、全文記録を行うものとし、会議録が確定した日後速やかに八日市市、永源寺町、五個荘町、愛東町、湖東町、能登川町及び蒲生町に送付するものとする。

3 傍聴者への資料提供の取扱い

会議資料は、協議資料と附属資料とに分類し、協議資料については、傍聴者に対しても配布するものとする。但し、議長が認めた時は、一部の資料について、配布しないことができる。

付 則

この規程は、平成16年12月7日から施行する。

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会会議傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員及び傍聴席の区分)

第2条 会議の傍聴人の定員は、会場の規模に応じて調整するものとし、次の定員数については、直前の協議会で連絡するものとする。

2 傍聴席は、一般傍聴席及び報道関係者席に分けるものとする。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴人受付簿（第1号様式）に住所、氏名を記入しなければならない。

2 傍聴は、会議開催予定時刻の15分前から傍聴人受付簿順とする。但し、会議開催予定時刻の15分前における傍聴希望者が前条で定める定員を超えるときは、くじ引きで傍聴人を定めるものとする

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(2) プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者

(3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

(4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。但し、撮影又は録音することにつき協議会の議長（以下「議長」という。）の許可を得た者を除く。

(5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

(6) 音を発する下駄、木製サンダルの類を履いている者

(7) 酒気を帯びていると認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。但し、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

(1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し

ないこと。

- (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (7) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第 6 条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。但し、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(職員の指示)

第 7 条 傍聴人は、すべて協議会事務局職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第 8 条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第 9 条 傍聴人がこの規程に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

第 10 条 この規程に定めるもののほか傍聴の実施に関し必要な事項は、議長が別に定める。

付 則

この規程は、平成 16 年 12 月 7 日から施行する。

傍聴について（お願い）

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会の会議を傍聴される方は、次の事項を遵守してください。

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議を傍聴される方は、傍聴人受付簿に住所、氏名を記入してください。
- (2) 傍聴は、会議開催予定時刻の15分前から傍聴人受付簿の順とします。但し、傍聴希望者が定員を超える場合は、くじにより抽選します。

2 傍聴する際の遵守事項等

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (7) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 2の事項を遵守するほか、会場内では係員の指示に従ってください。
- (2) 会議を公開しない決定があったときは、速やかに退席してください。
- (3) 遵守事項に違反した場合には、注意を促します。注意に従わないときは、退席していただきます。

4 その他

不明な点があれば、協議会事務局職員にお問い合わせください。

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会小委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会規約（以下「規約」という。）第12条第2項の規定に基づき、東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会（以下「協議会」という。）の小委員会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 小委員会は、協議会から付託された事項について調査又は審議をするものとする。

(委員)

第3条 小委員会の委員は、協議会の会長が協議会の会議に諮り、委員の中から指名する。

(組織)

第4条 小委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

(委員長及び副委員長の職務)

第5条 委員長は、小委員会を代表し、会を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 小委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となる。

(関係者等の出席)

第7条 小委員会は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

(報告)

第8条 委員長は、小委員会における審議の経過及び結果について、協議会の

会議に報告するものとする。

(庶務)

第9条 小委員会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この規程は、平成16年12月7日から施行する。

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会委員等の
報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会規約（以下「規約」という。）第19条第2項の規定に基づき、東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会（以下「協議会」という。）の委員等の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 協議会の会長、副会長、委員及び監事（以下「協議会委員等」という。）の報酬は、日額5,000円とする。但し、八日市市、永源寺町、五個荘町、愛東町、湖東町、能登川町及び蒲生町の長及び地方公共団体の常勤職員については、これを支給しない。

(費用弁償の額)

第3条 協議会委員等が、協議会の職務を行うために旅行したときは、費用弁償として別表に掲げる旅費を支給する。

(支給方法)

第4条 前条に定めるもののほか、協議会の委員等に支給する旅費については、八日市市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第16号）の規定を準用する。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、協議会委員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成16年12月7日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	日当（1日につき）		宿泊料（1夜につき）	
協議会 委員等	県内	-	甲地方	10,900円
	県外	2,200円	乙地方	9,800円

備考：宿泊料の欄中甲地方は、八日市市職員等旅費支給条例施行規則別表第5の規定を準用し、乙地方とは、その他の地域という。